

令和 8 年度 湯前町職員採用試験実施要項

1 試験職種及び採用予定人数

区 分	職種	採用予定数	勤務先及び職務内容
高等学校 卒業程度	一般事務	2 名程度	町長部局又は教育委員会 等に勤務し、一般事務に従 事する。

※原則として、試験を実施した翌年度の 4 月 1 日からの採用となりますが、状況により、
本人の同意を得て、年度途中で採用する場合があります。

2 受験資格

(1) 一般事務

昭和 6 1 年 4 月 2 日から平成 2 1 年 4 月 1 日までに生まれた者

(2) 次の 1 つに該当する者は受験できない。

ア 日本国籍を有しない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行の終わるまで又はその執行を受
けることがなくなるまでの者

ウ 湯前町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経
過しない者

エ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立し
た政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又は
これに加入した者

3 受験手続

(1) 受付期間

令和 8 年 7 月 2 7 日（月）から同年 8 月 1 4 日（金）まで（土曜日、日曜
日、祝日を除く）

受付時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

※インターネットフォームからの申込は、午後 1 1 時 5 9 分まで

(2) 申込先

湯前町役場総務課 電話 0 9 6 6 - 4 3 - 4 1 1 1

所在地 熊本県球磨郡湯前町 1 9 8 9 番地 1（〒 8 6 8 - 0 6 2 1）

(3) 申込手続

【持参・郵送で申込む場合】

湯前町発行の申込用紙に必要事項を記入して、前記申込先に郵送又は持参すること。

郵送する場合は、受験票の返信用として110円切手を貼った封筒（宛先、郵便番号を明記）を同封し、表に「湯前町職員採用試験申込」と朱書した封筒に入れて必ず簡易書留郵便にして、送付すること。8月14日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

（４）申込用紙の請求

【インターネットからダウンロードする場合】

湯前町のホームページにアクセスして試験案内と申込書をダウンロードすること。

【直接取りに行く場合】

申込用紙は湯前町役場総務課に用意している。

【郵送により請求する場合】

郵便により請求する場合は、封筒の表に「湯前町職員採用試験申込請求」と朱書し、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封のうえ、湯前町役場総務課へ請求すること。

（５）受験票の交付

【持参・郵送で申込み場合】

申込者には受験票を交付する。郵便による申込者には受験票を郵送するが8月21日（金）までに受験票が届かないときは、湯前町役場総務課に問い合わせること。

4 試験の日時及び場所

試 験	日 時	試験地	試験場	合格発表
第1次	令和8年 9月20日（日） 午前8時30分	湯前町	湯前町保健センター	10月中旬頃合格者のみに通知するほか湯前町役場掲示場、湯前町ホームページに掲載する。
第2次	令和8年 10月下旬予定	湯前町	別途第1次合格者に通知する。	11月上旬合格者のみに通知するほか湯前町役場掲示場、湯前町ホームページに掲載する。

(注)第1次試験の際は、受験票と筆記用具（HBの鉛筆・消しゴム等）を持参すること。なお、時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限る。また、携帯電話等を時計として使用することはできない。

5 試験の内容

(1) 第1次試験

程 度	区 分	出題内容
高等学校 卒業程度	一 般 事 務	職務基礎力試験
		職務能力試験 論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題 60題・1時間
		職務適応性 検査 職務への適応性を性格傾向の面からみるもの 150項目・20分

(全て択一式による筆記試験)

作文試験	受験者全員について、文章による表現能力についての筆記試験
------	------------------------------

- (備考) 1 職務能力試験、職務適応性検査のいずれかにおいて一定の合格点に達しない者は、他の試験の成績にかかわらず不合格となる。
- 2 作文試験は第1次試験で実施するが、採点は第2次試験の採点の際行うので、作文試験の成績は、第1次試験の合否の評価には含まれず、第2次試験の合否の評価に含まれる。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者について次の試験を行う。

区 分	内 容
人物試験	人柄などについての個別面接による試験

(注) 試験を途中で棄権した者は、不合格となる。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、試験職種ごとに作成された採用候補者名簿に

記載され、主に令和9年4月1日以降の採用にあたって、名簿に記載された者の中から採用者を決定する。この名簿の有効期間は、原則として合格決定の日から令和10年3月31日までである。

(2) 初任給は、原則として高卒程度一般事務は201,500円である。なお、このほか条例等の定めにより期末手当、勤勉手当、通勤手当等が支給される。その他の学歴や官公庁・民間企業等の勤務経験があれば、初任給に加算を行う。

7 試験結果の開示について

この試験結果については、受験した本人にのみ開示を行う。開示場所、開示内容等については次のとおりで、電話、郵便等による請求は一切受け付けない。

試験	開示請求 できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次 試験	受験者全員	科目別得 点総合得 点	合格発表の翌日から1ヶ月間(土、日、祝日を除く。) 午前8時30分から午後5時まで。)	湯前町役場 総務課 総務係

※ 開示請求の際は、受験票又は合否通知書及び本人と確認できるもの(免許証、学生証等)、印鑑を持参すること。

※ 開示請求に係るコピー代金等や試験結果の写しを郵送する場合には、送料分の切手代金の実費が必要になるので、事前にご準備ください。

8 試験についての問い合わせ先

湯前町役場総務課総務係 電話 0966-43-4111

所在地 熊本県球磨郡湯前町1989番地1 (〒868-0621)